



島根県報

平成20年7月22日(火)

号外第90号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

条 例

条例等の公布に関する条例の一部を改正する条例	(総 務 課)	4
独立行政法人緑資源機構事業負担金等の徴収に関する条例及び島根県風致地区条例の一部を改正する条例	(")	5
職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	6
島根県職員定数条例の一部を改正する条例	(")	6
島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例	(")	7
島根県県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	7
温泉法施行条例の一部を改正する条例	(薬 事 衛 生 課)	8
島根県手数料条例の一部を改正する条例	(農 畜 産 振 興 課)	8
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(都 市 計 画 課)	9
島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例	(")	9

公布された条例等のあらまし

条例等の公布に関する条例の一部を改正する条例(条例第30号)

1 条例の概要

- (1) 島根県報は、電磁的方法により不特定多数の者が島根県報に登載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く方法により発行することとした。(第6条第1項関係)
- (2) (1)の方法による島根県報の発行は、島根県報に登載すべき事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に県の使用に係る電子計算機から送信し得る状態になったときに行われたものとする。 (第6条第2項関係)
- (3) 事故その他特別の事情により(1)の方法により島根県報を発行することができないときは、書面をもってその発行に代えることができることとした。(第6条第3項関係)

2 施行期日

平成20年10月1日から施行することとした。

独立行政法人緑資源機構事業負担金等の徴収に関する条例及び島根県風致地区条例の一部を改正する条例(条例第31号)

1 条例の概要

次に掲げる条例の規定の整理

- (1) 独立行政法人緑資源機構事業負担金等の徴収に関する条例
- (2) 島根県風致地区条例

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第32号）

1 条例の概要

(1) 職員の給与に関する条例の一部改正

島根県立島根あさひ社会復帰促進センター診療所（以下「診療所」という。）に勤務する職員に適用する給料表を次のとおりとすることとした。（別表第5関係）

区 分	給料表
医師	医療職給料表(1)
看護師	医療職給料表(3)

(2) 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

ア 診療所業務従事手当の新設（第2条・第28条関係）

手当の内容	手当額	
診療所に勤務する職員が島根あさひ社会復帰促進センターの被収容者と接して行う診療又は看護の業務に従事したときに支給する。	医師	1日 2,760円
	看護師	1日 920円

イ 手当の支給対象又は手当額の改正（第25条・第27条関係）

手当名	改正内容
放射線取扱業務等従事手当	支給対象職員に診療所に勤務する医師又は看護師を追加すること。
医師手当	支給対象職員に診療所に勤務する医師を追加し、その手当額を1月につき90,000円とすること。

ウ 併給禁止規定の新設等（第39条関係）

㊦ 防疫作業等従事手当及び診療所業務従事手当の併給禁止規定の追加

㊧ 給料月額調整額の支給を受ける職員のうち人事委員会規則で定めるものに対しては、同規則で定める特殊勤務手当は支給しないこと。

2 施行期日

平成20年10月1日から施行することとした。

島根県職員定数条例の一部を改正する条例（条例第33号）

1 条例の概要

知事の事務部局の職員の定数の改正（第2条関係）

区 分	改正前	改正後	増 減
一般会計に属する職員	3,663人	3,652人	11人
特別会計に属する職員	40人	51人	11人

2 施行期日

平成20年10月1日から施行することとした。

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例（条例第34号）

1 条例の概要

経営評価の対象法人の名称変更（別表関係）

改 正 前	改 正 後
財団法人三瓶フィールドミュージアム財団	財団法人しまね自然と環境財団

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第35号）

1 条例の概要

- (1) 平成20年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散による清算所得に対する法人の事業税については、当分の間、税率を次のとおりとすることとした。（附則第16項関係）

ア 資本金等の額 1 億円超の普通法人の所得割の税率

所得のうち年4,000,000円以下の金額	100分の1.5（現行100分の3.8）
所得のうち年4,000,000円を超え年8,000,000円以下の金額	100分の2.2（現行100分の5.5）
所得のうち年8,000,000円を超える金額及び清算所得	100分の2.9（現行100分の7.2）

イ 資本金等の額 1 億円以下の普通法人等の所得割の税率

所得のうち年4,000,000円以下の金額	100分の2.7（現行100分の 5）
所得のうち年4,000,000円を超え年8,000,000円以下の金額	100分の 4（現行100分の7.3）
所得のうち年8,000,000円を超える金額及び清算所得	100分の5.3（現行100分の9.6）

ウ 特別法人の所得割の税率

所得のうち年4,000,000円以下の金額	100分の2.7（現行100分の 5）
所得のうち年4,000,000円を超える金額及び清算所得	100分の3.6（現行100分の6.6）

エ 収入金額課税法人の収入割の税率

収入金額	100分の0.7（現行100分の1.3）
------	----------------------

- (2) 島根県水と緑の森づくり税条例の一部改正

- (3) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年10月1日から施行することとした。

温泉法施行条例の一部を改正する条例（条例第36号）

1 条例の概要

- (1) 手数料の新設（第 3 条関係）

区 分	手数料の額
ア 土地の掘削のための施設等の変更の許可	申請 1 件につき 24,000円
イ ゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可	申請 1 件につき 24,000円
ウ 温泉の採取の許可	申請 1 件につき 35,000円
エ 温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認	申請 1 件につき 7,400円
オ 可燃性天然ガスの濃度についての確認	申請 1 件につき 7,400円
カ 温泉の採取のための施設等の変更の許可	申請 1 件につき 24,000円

- (2) その他規定の整理

2 施行期日

平成20年10月1日から施行することとした。ただし、1の(1)のオについては、平成20年8月1日から施行することとした。

島根県手数料条例の一部を改正する条例（条例第37号）

1 条例の概要

動物用医薬品の販売等に從事しようとする者の試験、登録等に係る手数料の新設（別表30の項関係）

手数料を納めなければならない者	手数料の額
登録販売者試験を受けようとする者	14,000円
販売従事登録を受けようとする者	7,100円
販売従事登録証の書換え交付を受けようとする者	2,000円
販売従事登録証の再交付を受けようとする者	2,900円

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 条例の概要

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく事務のうち、次の事務を都市計画区域を有する市町に権限移譲することとした。（第2条の表第41号関係）

- (1) 路外駐車場であって自動車の駐車のために供する部分の面積が500平方メートル以上であるものであり、かつ、その利用について駐車料金を徴収するもの（以下「特定路外駐車場」という。）の設置の届出の受理
- (2) (1)の届出事項の変更の届出の受理
- (3) 特定路外駐車場の設置及び維持が省令等で定める基準に違反している場合における措置の命令
- (4) 特定路外駐車場を設置する者に対する報告の徴収又は立入検査若しくは質問

2 施行期日

平成20年10月1日から施行することとした。

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第39号）

1 条例の概要

- (1) 屋外広告物法に基づき、松江市が屋外広告物の設置の許可等に係る条例の制定及び改廃に関する事務を処理することとした。（第23条関係）
- (2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正
 - (1)に伴う規定の整備

2 施行期日

公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとした。

条 例

条例等の公布に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第30号

条例等の公布に関する条例の一部を改正する条例

条例等の公布に関する条例（昭和25年島根県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の1条を加える。

（島根県報の発行）

第6条 第2条第2項の島根県報は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する

方法であって規則で定めるものをいう。)により不特定多数の者が島根県報に登載すべき事項の情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって規則で定めるものをとる方法により発行するものとする。

2 前項に規定する方法による島根県報の発行は、島根県報に登載すべき事項を県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された情報の提供を受けようとする者の求めに応じてその使用に係る電子計算機に県の使用に係る電子計算機から送信し得る状態になったときに行われたものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、事故その他特別の事情により、同項に規定する方法により島根県報を発行することができないとき、又は著しく困難であるときは、書面をもって発行することにより、これに代えることができる。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

独立行政法人緑資源機構事業負担金等の徴収に関する条例及び島根県風致地区条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第31号

独立行政法人緑資源機構事業負担金等の徴収に関する条例及び島根県風致地区条例の一部を改正する条例

(独立行政法人緑資源機構事業負担金等の徴収に関する条例の一部改正)

第1条 独立行政法人緑資源機構事業負担金等の徴収に関する条例(平成18年島根県条例第66号)の一部を次のように改正する。

題名中「独立行政法人緑資源機構」を「独立行政法人森林総合研究所」に改める。

第1条中「独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号。以下「法」という。)」を「独立行政法人森林総合研究所法(平成11年法律第198号。以下「法」という。)附則第9条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧機構法(独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律(平成20年法律第8号)による廃止前の独立行政法人緑資源機構法(平成14年法律第130号)をいう。以下同じ。)(以下「なお効力を有する旧機構法」という。)」に、「及び法」を「及びなお効力を有する旧機構法」に改める。

第2条第1項中「独立行政法人緑資源機構(以下「機構」という。)が行う法」を「法附則第9条第1項の規定により独立行政法人森林総合研究所(以下「研究所」という。)が行う旧機構法」に、「(法)を「(法附則第9条第1項の規定により研究所が行う旧機構法」に、「その他法」を「その他なお効力を有する旧機構法」に改める。

第3条第1項中「(法)を「(法附則第9条第1項の規定により研究所が行う旧機構法」に、「法」を「、なお効力を有する旧機構法」に、「土地の面積に対する」を「当該土地の総面積に対する」に改め、同条第2項中「法」を「法附則第9条第1項の規定により研究所が行う旧機構法」に改める。

第4条第1項中「、法」を「、法附則第9条第1項の規定により研究所が行う旧機構法」に、「機構が法」を「研究所がなお効力を有する旧機構法」に、「(法)を「(なお効力を有する旧機構法」に改め、同項ただし書中「独立行政法人緑資源機構法施行令(平成15年政令第438号。以下「令」という。)」を「独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令(平成20年政令第128号)第3条の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(平成20年政令第127号)第1条第1号の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法施行令(平成15年政令第438号)(以下「なお効力を有する旧機構法施行令」という。)」に改める。

第5条第1号中「令」を「なお効力を有する旧機構法施行令」に改め、同条第2号中「法」を「なお効力を有する旧機構法」に、「令」を「なお効力を有する旧機構法施行令」に改める。

(島根県風致地区条例の一部改正)

第2条 島根県風致地区条例(昭和45年島根県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第32号

職員の給与に関する条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第5のアの医療職給料表(1)の表備考及び別表第5のウの医療職給料表(3)の表備考中「保健所」の次に「、診療所」を加える。

(職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和46年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

第2条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に次の1号を加える。

(1) 診療所業務従事手当

第25条第1項第2号中「保健所」の次に「、島根あさひ社会復帰促進センター診療所」を加える。

第27条第2項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 島根あさひ社会復帰促進センター診療所に勤務する職員 90,000円

第28条を次のように改める。

(診療所業務従事手当)

第28条 診療所業務従事手当は、島根あさひ社会復帰促進センター診療所に勤務する職員が島根あさひ社会復帰促進センターの被収容者と接して行う診療又は看護の業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額とする。

(1) 医師である職員 2,760円

(2) 看護師である職員 920円

第39条第4項の表に次の1号を加える。

7	防疫作業等従事手当(第17条第1項第1号に係るものに限る。) 診療所業務従事手当
---	---

第39条に次の1項を加える。

5 給与条例第7条の規定により給料月額調整額の支給を受ける職員のうち人事委員会規則で定めるものに対しては、同規則で定める特殊勤務手当は支給しない。

附 則

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

島根県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第33号

島根県職員定数条例の一部を改正する条例

島根県職員定数条例（昭和28年島根県条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「3,663人」を「3,652人」に、「40人」を「51人」に改める。

附 則

この条例は、平成20年10月 1 日から施行する。

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第34号

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例の一部を改正する条例

島根県が出資する法人の健全な運営に関する条例（平成14年島根県条例第77号）の一部を次のように改正する。

別表中「財団法人三瓶フィールドミュージアム財団」を「財団法人しまね自然と環境財団」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第35号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則中第21項を第22項とし、第20項を第21項とし、第19項を第20項とする。

附則第18項の表中「第18項第 1 号」を「第19項第 1 号」に、「第18項第 2 号」を「第19項第 2 号」に、「第18項第 3 号」を「第19項第 3 号」に改め、同項を附則第19項とする。

附則中第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、第15項の次に次の 1 項を加える。

16 平成20年10月 1 日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）についての第16条及び前項の規定の適用については、当分の間、第16条第 1 項第 1 号ウの表中「100分の3.8」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の5.5」とあるのは「100分の2.2」と、「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第 2 号の表中「100分の 5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第 3 号の表中「100分の 5」とあるのは「100分の2.7」と、「100分の7.3」とあるのは「100分の 4」と、「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、同条第 2 項中「100分の1.3」とあるのは「100分の0.7」と、同条第 3 項第 1 号ウ中「100分の7.2」とあるのは「100分の2.9」と、同項第 2 号中「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、同項第 3 号中「100分の9.6」とあるのは「100分の5.3」と、前項中「第16条第 1 項第 2 号」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第16条第 1 項第 2 号」と、「100分の6.6」とあるのは「100分の3.6」と、「100分の7.9」とあるのは「100分の4.3」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成20年10月 1 日から施行する。

(島根県水と緑の森づくり税条例の一部改正)

2 島根県水と緑の森づくり税条例(平成16年島根県条例第77号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第19項」を「附則第20項」に改める。

附則第3項中「附則第20項」を「附則第21項」に改める。

附則第4項中「附則第21項」を「附則第22項」に改める。

温泉法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第36号

温泉法施行条例の一部を改正する条例

第1条 温泉法施行条例(平成12年島根県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、承認」の次に「、確認」を加え、「第7号」を「第8号」に改め、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 温泉法の一部を改正する法律(平成19年法律第121号)附則第6条の規定による可燃性天然ガスの濃度についての確認 申請1件につき7,400円

第2条 温泉法施行条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第8号」を「第13号」に改め、第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 法第7条の2第1項の規定による土地の掘削のための施設等の変更の許可 申請1件につき24,000円

第3条第1項中第8号を第13号とし、第7号を第12号とし、第6号を第11号とし、同項第5号中「温泉法の一部を改正する法律(平成19年法律第121号)附則第6条」を「法第14条の5第1項」に改め、同号を同項第9号とし、同号の次に次の1号を加える。

(10) 法第14条の7第1項の規定による温泉の採取のための施設等の変更の許可 申請1件につき24,000円

第3条第1項第4号の次に次の4号を加える。

(5) 法第11条第2項又は第3項において読み替えて準用する法第6条第1項又は第7条第1項の規定によるゆう出路の増掘又は動力の装置の許可を受けた者の地位の承継の承認 申請1件につき7,400円

(6) 法第11条第2項において読み替えて準用する法第7条の2第1項の規定によるゆう出路の増掘のための施設等の変更の許可 申請1件につき24,000円

(7) 法第14条の2第1項の規定による温泉の採取の許可 申請1件につき35,000円

(8) 法第14条の3第1項又は第14条の4第1項の規定による温泉の採取の許可を受けた者の地位の承継の承認 申請1件につき7,400円

附 則

この条例中第1条の規定は平成20年8月1日から、第2条の規定は同年10月1日から施行する。

島根県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年7月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第37号

島根県手数料条例の一部を改正する条例

島根県手数料条例(平成12年島根県条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表30の項第20号中「第36条の 4 第 1 項」の次に「（法第83条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第21号中「第36条の 4 第 2 項」の次に「（法第83条第 1 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第37号中「第159条の11第 1 項」の次に「又は動物用医薬品等取締規則（平成16年農林水産省令第107号）第115条の12第 1 項」を加え、同項第38号中「第159条の12第 1 項」の次に「又は動物用医薬品等取締規則第115条の13第 1 項」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第38号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次の 1 号を加える。

<p>41 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第12条第 1 項の規定による特定路外駐車場の設置の届出の受理</p> <p>(2) 法第12条第 2 項の規定による届出事項の変更の届出の受理</p> <p>(3) 法第12条第 3 項の規定による必要な措置をとるべき旨の命令</p> <p>(4) 法第53条第 2 項の規定による報告の徴収又は立入検査若しくは質問</p>	<p>都市計画区域所在市町</p>
--	-------------------

附 則

この条例は、平成20年10月 1 日から施行する。

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 7 月22日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県条例第39号

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則（第 1 条）

第 2 章 広告物等の制限（第 2 条 - 第12条）

第 3 章 監督（第13条 - 第17条）

第 4 章 屋外広告業（第18条 - 第21条の 4 ）

第 5 章 雑則（第22条 - 第24条）

第 6 章 罰則（第25条 - 第30条）

附則

第 1 章 総則

第1条の次に次の章名を付する。

第2章 広告物等の制限

第12条の次に次の章名を付する。

第3章 監督

第15条を次のように改める。

(立入検査)

第15条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、設置者等に対し、広告物の表示若しくは掲出物件の設置若しくはこれらの管理に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第17条の次に次の章名を付する。

第4章 屋外広告業

第21条の4第1項を削り、同条第2項を同条第1項とし、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条の次に次の章名を付する。

第5章 雑則

第29条を第30条とする。

第28条中「第24条」を「第25条」に改め、同条を第29条とする。

第27条第1号中「第21条の4第1項」を「第15条第1項」に改め、同条第2号中「第21条の4第2項」を「第21条の4第1項」に改め、同条を第28条とし、第24条から第26条までを1条ずつ繰り下げる。

第23条を第24条とし、同条の次に次の章名を付する。

第6章 罰則

第22条の次に次の1条を加える。

(景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等)

第23条 法第28条の規定により、法第3条から第5条まで、第7条及び第8条の規定に基づく条例の制定及び改廃に関する事務は、松江市が処理することとする。

2 松江市の区域については、第2章及び第3章の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

2 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年島根県条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条の表第22号左欄中(25)を削り、(24)を(25)とし、(23)を(24)とし、(22)の次に次のように加える。

(23) 条例第15条第1項の規定による報告若しくは資料の提出の要求又は立入検査

第2条の表第22号右欄中「各市町村」の次に「(松江市を除く。)」を加え、同号の次に次の1号を加える。

<p>22の2 屋外広告物法(以下この号において「法」という。)及び島根県屋外広告物条例(以下この号において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第7条第4項の規定による除却</p> <p>(2) 法第8条第1項の規定による保管</p> <p>(3) 法第8条第2項の規定による公示</p>	<p>松江市</p>
---	------------

- | | |
|---|--|
| (4) 法第 8 条第 3 項の規定による評価、売却及びその売却した代金の保管 | |
| (5) 法第 8 条第 4 項の規定による廃棄 | |
| (6) 法第 8 条第 5 項の規定による売却費用への充当 | |
| (7) 法第 8 条第 6 項の規定による費用の負担の決定 | |
| (8) 条例第21条の規定による指導、助言及び勧告 | |

